

広島市規則第49号

令和8年3月31日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1市税の項中「環境性能割」を「軽自動車税」に、「種別割」を「環境性能割」に改め、同表繰入金の項中

「

緑井財産区繰入金	緑井財産区繰入金
----------	----------

」を削る。

別表第3の介護保険事業特別会計歳入の表国庫支出金の項及び県支出金の項中「介護予防・生活支援サービス事業交付金」を「サービス・活動事業交付金」に改め、同表繰入金の項中「介護予防・生活支援サービス事業繰入金」を「サービス・活動事業繰入金」に改める。

別表第4の介護保険事業特別会計歳出の表地域支援事業費の項中

「

介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援事業）、介護予防ケアマネジメント
-----------------	--

」

費	ト事業費、審査支払手数料、高額 介護予防サービス費相当事業費、 高額医療合算介護予防サービス費 相当事業費	を
---	--	---

サービス・ 活動事業費	サービス・活動事業費（第1号訪 問・通所・生活支援事業）、介護 予防ケアマネジメント事業費、審 査支払手数料、高額介護予防サー ビス費相当事業費、高額医療合算 介護予防サービス費相当事業費	に改める。
----------------	---	-------

別表第4の国民健康保険事業特別会計歳出の表国民健康保険事業費納付

金の項中	介護納付金分	を
------	--------	---

介護納付金分	に改める。
子ども・子育て 支援納付金分	

別表第4の開発事業特別会計歳出の表西広島駅南口西地区市街地再開発
事業費の項の次に次のように加える。

広島八丁堀3番 7番地区市街地	広島八丁堀3番 7番地区市街地	広島八丁堀3番7番地区市街地再 開発事業費
--------------------	--------------------	--------------------------

再開発事業費	再開発事業費	
--------	--------	--

別表第5企画総務局の項中「、出資法人経営改革推進室」を「、公共施設マネジメント推進室、出資法人経営改革推進室」に、

「

情報政策課長	情報政策課、デジタル 行政推進室、システム 基盤課	を
--------	---------------------------------	---

」

「

情報政策課長	情報政策課、デジタル 行政推進室	に改め、同表こど
システム基盤課長	システム基盤課	

」

も未来局の項中 「

こども未来調整課	を
----------	---

」

「

こども未来調整課、こ ども・子育て政策室	に改め、「こども青少年施策調整担当課長」
-------------------------	----------------------

」

を削り、同表都市整備局の項中「都市機能調整部紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を「都市機能調整担当課長」に、「西風新都整備部西風新都整備担当課長」を「西風新都整備担当課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「学校給食センター」の右に「、安佐北食育交流センター」を加え、同表人事委員会事務局の項中「任用課長」を「調査課長」に改める。

別表第6第6項中「請求書、」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。